

第3章 計画の目標

1 目指すべき環境像

(1) 環境像設定にあたって（前提条件の整理）

ここでは、本計画における「目指すべき環境像」の検討において重要となる5つの要素（地域特性、まちづくりの方向性、市民意識、これまでの取組み、京都府の取組み）を改めて整理します。

■ 地域特性

本市の市域面積は 7.67 km²ときわめて狭く、この限られた空間の中で約 54,000 人の市民が生活を営んでおり、市の中心部は住宅が密集したコンパクトなまちを形成しています。

このような空間的特性とは別に、公共交通機関が発達しているにもかかわらず、市民の大半は利便性を求めて自動車を多く利用する傾向にあります。また、幹線交通が市内を縦貫していることから、京阪間の通過交通が多いのも本市の特性です。これらのことは、交通渋滞や排出ガスによる大気汚染、幹線道路沿道の騒音問題を引き起こす原因となっています。このため、コンパクトな空間特性を最大限に生かしつつ、環境への負荷をできる限り少なくしていくために、私たちはライフスタイルを見直す必要があります。

市北部では、京都市との境界付近に JR と阪急の2駅があり、広域的な商業・業務機能や居住機能、文教機能など複合的な都市機能を有した市街地の形成が進められていることから、今後 10 年間ににおいても人口の増加が見込まれ、大きな環境の変化が予想されます。

また、隣接する京都市や長岡京市とは一体的な市街地を形成しているため、環境面での境界は存在しないと言えます。従って、本市の環境をとらえる際に広域的な視点は必要不可欠であり、近隣市町と連携した取組みを進めていくことが重要となってきます。



本市の全景

■ 市民意識

第1次計画についてのアンケートで市民の意識を調べたところ、計画についての十分な普及が図れているとは言い難いことがわかりました。このことから、第2次計画においても継続して市民への普及を図り、各主体で同じ目標（環境像）を共有した上で一体となって環境保全を進める必要があります。

また、10年前と比べて本市の環境で変わった点について、ごみの排出抑制や適正処理といった資源循環に関する取組みの改善が進んだと認識している市民が多く、その一方で空気のすがすがしさ、きれいな水環境、静けさといった身近な生活環境に関することは悪化していると感じている人の割合が高くなっていました。これは良好な生活環境を求める意識が以前にも増して強くなってきていることが原因のひとつと考えられ、今後はさらにより高いレベルの良好な環境の創出に努めていく必要があります。

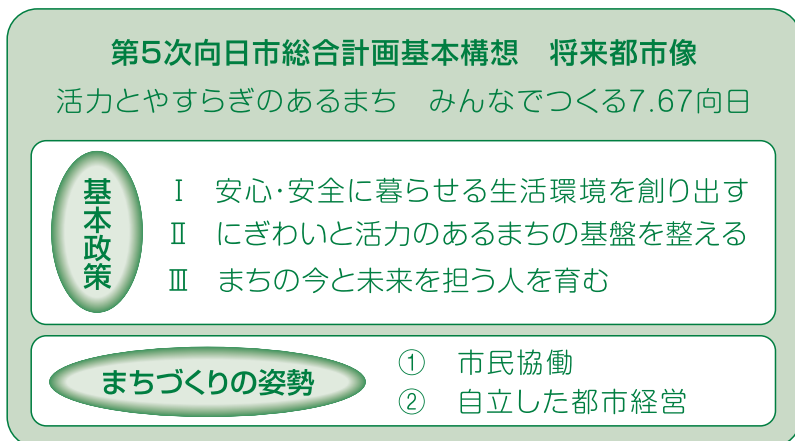
地球温暖化、生物多様性といった地球規模での環境保全課題に対して、市民レベルの取組みが重要ではあるものの、いまだ根づいていない現状を考えると、このような意識の改善から取り組んでいく必要があります。

これらの結果を踏まえると、市民の環境に対する意識のフレームに大きな変化はありませんが、社会情勢などの動きから部分的に考え方の変化が見られます。また新たな問題に対する意識を高めていく必要があることがわかります。

■ まちづくりの方向性

第5次向日市総合計画基本構想においては、将来都市像を「活力とやすらぎのあるまち みんなでつくる 7.67 向日（むこう）」とし、3つの基本政策に基づいて具体的なまちづくりの展開を図ろうとしています。

基本政策Ⅰ「安心・安全に暮らせる生活環境を創り出す」では、市民と行政の協働により、将来にわたって安心・安全に暮らせる地域を創り出すとともに、地球環境に配慮した質の高いまちの実現をめざすとしており、本計画ではこれを支える環境づくりの方向性を示す必要があります。



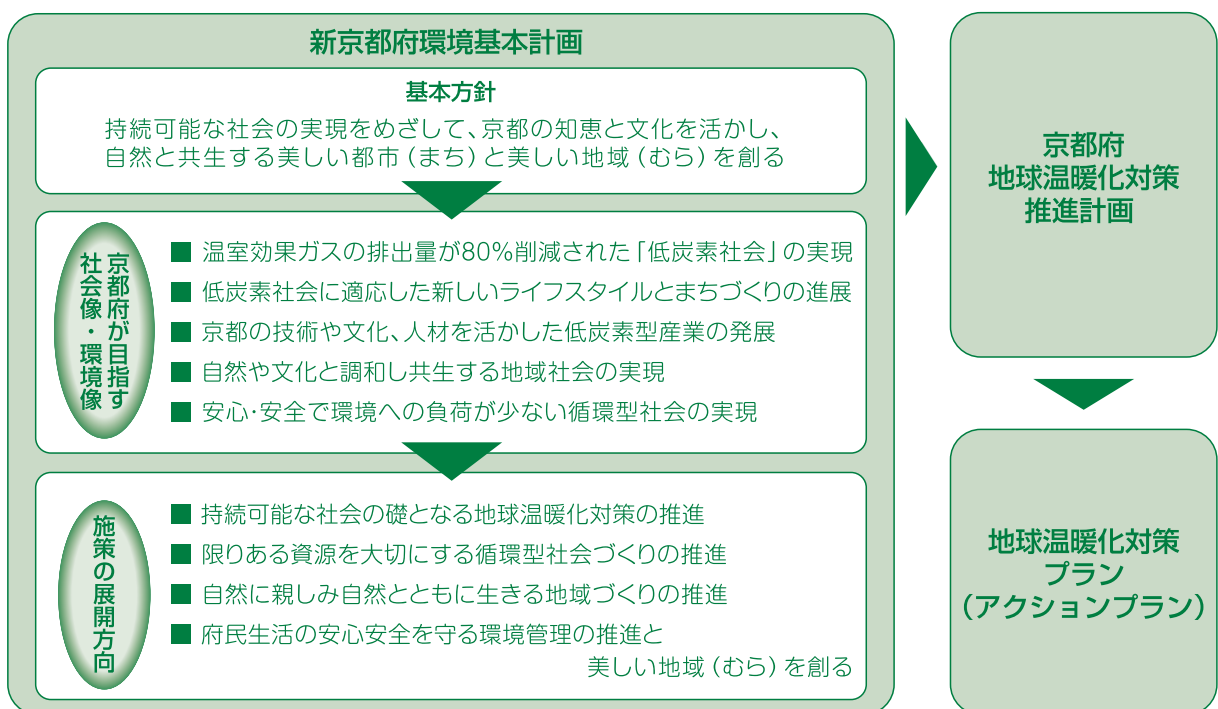
■ これまでの取組み

本市では、第1次計画期間において、身近な環境問題から地球規模のものまで、さまざまな環境問題について着実に取組みを進めてきました。そして、この見直しを通じて、これまでの取組みを検証した結果、今後進めるべき施策の方向性が明らかになりました。

■ 京都府の取組み

京都府では、2010年（平成22年）10月に府環境行政のマスタープランともいえるべき「新京都府環境基本計画」の改定が行われました。本計画では、期間をおおむね2020年（平成32年）をめどとし、課題別に4つの目標と施策の展開方向を定めるとともに、京都府域をおおむね5つの圏域で捉え、それぞれの環境特性を踏まえた施策の方向性を明らかにしています。

また、地球温暖化対策の推進を目的として、2011年（平成23年）7月には京都府地球温暖化対策推進計画の改定が行われました。この改定は計画期間を2011年度（平成23年度）から2020年度（平成32年度）までの10年間とし、目標年度における温室効果ガス排出量を1990年（平成2年）と比べて25%削減することを計画の目標に定め、持続可能な社会を創造していくための方策を明らかにしています。なお、これに先立って2002年度（平成14年度）から府内の地球温暖化対策について当面取り組むべき重点施策を取りまとめた「地球温暖化対策プラン（アクションプラン）」を策定しており、これに基づいた実効性のある温暖化対策が進められています。



(2) 目指すべき環境像

前述した「目指すべき環境像」を検討する際に重要となる前提条件を整理した結果、社会状況の変化による違いが多少あるものの、第1次計画策定時と今回の見直しにおいて、目指すべき方向性はおおむね同じであることがわかりました。

この結果を踏まえ、本計画では、第1次計画で掲げた「目指すべき環境像」を継承することにし、この環境像の実現に向けて各種取組みを展開していきます。このため、ここでは、第1次計画における目指すべき環境像とこの環境像が示す意味を以下に示すとともに、再度確認します。

生活の多様化、高度化の進行とともに豊かで便利な生活を享受することができるようになった半面、私たちは、今後多くの課題に取り組まなければなりません。そこで、本市の環境像のあり方としては、地域の特性を生かしながら環境保全を進め、良好な生活環境を確保していくための方向性を示すとともに、市民をはじめ各主体の参加による取組みを促すものが望まれます。

このため、地域特性や市民意識、まちづくりの方向性を踏まえ、環境基盤を守り、次世代に継承・発展させていくという考え方を尊重しつつ、本市の目指すべき環境像を以下のように設定します。

目指すべき環境像

みんなが優しくすむまち ——

「う・る・お・い」環境都市 むこう

ここで、「う・る・お・い」とは、澄んだ水・空気そのものやそれらの循環、心安らぐ緑の空間や生きものとのふれあいなど、言葉からイメージされる環境とは別に、次に示すような環境づくりに取り組む市民の姿を育てていくことを表しています。

「う・る・お・い」環境都市 ～ 育まれる市民の4つの姿～

う**「うれしい」**

常に環境の悪化に対して
懸念する心を持ち、
環境保全に取り組む姿

る**「ルール」**

社会のルールを守り、
より良い環境づくりの
ため協働する姿

お**「おおらかさ」**

多様な自然との共生
によって育まれる
おおらかな姿

い**「いたわり」**

地域環境や地球環境に
いたわりの心を持って
配慮する姿

ここに掲げた環境像は、本市が環境を大切に作る心優しい市民らが「住む」まちであるとともに、みんなが生活していくための本質的な環境として、最も基盤となる水や空気が「澄む」まちを目指すという、本市の環境づくりの方向性を示すものです。

また、「水のおいしいまち」「緑豊かなまち」を望む市民の声を反映し、うるおいが感じられる環境の創造に向けて、市民、事業者、市、民間団体が一丸となって取り組んでいくという基本姿勢を示しています。

2 基本目標

目指すべき環境像を実現するため、本市の今後の環境保全施策を展開するにあたって、第1次計画を基に以下に示す6つの基本目標を定めます。

I 生活環境の保全 ～ 公害のない健康に暮らせるまち

良好な大気、水質、音、土壌などを確保するとともに、産業型公害や都市型公害の発生、有害な化学物質による環境汚染を未然に防止し、市民が健康で安心して暮らせるまちを目指します。

II 都市環境の創造 ～ 緑あふれる美しいまち

コンパクトな住宅都市という本市の特性を生かし、貴重な緑や水辺を保全するとともに、文化財等を活用して良好なまちなみを形成し、だれもが住みたくくなるようなまちを目指します。

III 人と自然との共生 ～ 自然とふれあえるまち

私たちに恵みを与えてくれる自然の大切さを再認識し、自然環境と調和した秩序ある土地利用に努めるとともに、自然とのふれあいや多様な生き物の保全を通じて自然を大切にすることを育むことができるまちを目指します。

IV 資源の循環的利用 ～ 環境への負荷が少ない資源循環型のまち

ごみのさらなる減量とともに、限りある資源を大切にし、省資源、リサイクルなどに取り組み、環境への負荷が少ない資源循環型のまちを目指します。

V 地球環境の保全 ～ 地球の未来を大切にするまち

地球温暖化防止に向けて温室効果ガスの排出量削減に一丸となって取り組み、低炭素社会都市を目指します。

VI 環境保全への市民参画 ～ 環境保全行動を実践するまち

地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨など、私たちを取り巻く環境が深刻化、複雑化している状況を知り、すべての人が環境との望ましいかかわりを持ち、その役割と責任を自覚し適切に行動できるまちを目指します。